平成２６年（フ）第５２号
宮崎県延岡市山下町３丁目４番地５　みつわコーポＡ103
債務者　元木　美咲（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３５号
鹿児島県出水市上鯖渕1441番地、前住所鹿児島県出水市下大川内1963番地２
債務者　新冨航太郎
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
福井市西谷３丁目503番地　ロジュマン・イズミ102号、旧住所福井県鯖江市神中町２丁目６番３号
債務者　畑中まゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
福井県鯖江市平井町第14号３番地29
債務者　元井　陽一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
福井市大町古川205番地、旧住所福井市東郷二ケ町24―11―１
債務者　宮川　瑞樹
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
福井市大町古川205番地、旧住所福井市東郷二ケ町24―11―１
債務者　宮川　勝則
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
福井市漆原町第15号３番地　森田東団地３号館117号室
債務者　山　登志雄
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
福井県今立郡池田町安善寺第16号１番地
債務者　石川　善一
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
山梨県富士吉田市新西原１丁目29番10号
債務者　白須みさ子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第３号
兵庫県たつの市揖西町小犬丸624番地１
債務者　青木　佳代
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第４号
兵庫県たつの市揖西町小犬丸624番地１
債務者　青木　寛文
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１３９号
徳島県徳島市南島田町１丁目３番地　アクシス南島田Ｂ棟101号室、旧住所徳島県徳島市北島田町１丁目52番地の３
債務者　伊矢田加奈子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４０号
徳島県名西郡石井町石井字石井1451番地
債務者　堺　　和子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
福岡県飯塚市伊川429番地12
債務者　岩元　与晃
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２９号
兵庫県たつの市龍野町中村323―１レオパレス本龍野207、住民票上の住所兵庫県たつの市龍野町日山666番地
債務者　坪田　信吾
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第４４号
山口県岩国市昭和町２丁目５番25号
債務者　立山　貴裕
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３８号
高知県四万十市楠島1872番地　トモナガハイツＡ―３
債務者　武田　　稔
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで　高知地方裁判所中村支部